

議案第44号

つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例

つくばみらい市営住宅条例（平成18年つくばみらい市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市営住宅条例(平成18年つくばみらい市条例第97号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>

(3)～(6) (略)

2 (略)

(3)～(6) (略)

2 (略)